

工事請負契約にかかる現場代理人の常駐義務緩和措置取扱要領

平成24年12月21日

九重町告示第115号

改正 平成25年9月27日告示第93号

改正 令和2年11月30日告示第124号

改正 令和7年3月3日告示第15号

改正 令和7年4月14日告示第79号

(趣旨)

第1条 この要領は、町内建設業者の受注機会の拡大を図るため、九重町公共工事請負契約約款（平成8年九重町告示第45号）第10条第3項の規定による工事現場への現場代理人の常駐義務適用を緩和する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(現場代理人の兼任を認める要件)

第2条 町長は、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、現場代理人の常駐義務を緩和し、複数工事での兼任（以下「兼任」という。）を認めることができる。ただし、町長が現場代理人を兼任させることが適当でないと判断した場合はこの限りでない。

- (1) 兼任しようとする工事が、すべて九重町が発注した工事であること。
- (2) 九重町内に本店又は支店（営業所を含む。）を有する者が請負う工事であること。
- (3) 兼任しようとする全ての工事現場が概ね直線距離で10km以内、町の監督職員等から常時連絡が取れる体制にあり、かつ必要に応じて速やかに工事現場へ到着できる状態にあること。
- (4) 兼任に係る各工事の当初請負金額が4,500万円未満（建築一式工事のみの場合は9,000万円未満）であること。
- (5) 兼任をしようとする現場代理人が建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第2号又は第15条第2号の規定に基づき営業所ごとに専任されている者（以下「営業所専任技術者」という。）ではないこと。
- (6) 特記仕様書に明示された工事であること。ただし、請負代金額が200万円未満の場合を除く。

(兼任できる工事件数)

第3条 同一者が現場代理人を兼任できる工事件数は2件とする。ただし、次の各号に掲げる場合は当該各号に定める件数とする。

- (1) 兼任しようとする工事に災害復旧工事が含まれる場合 3 件
  - (2) 各工事の請負代金額が 2 0 0 万円未満の場合 町長が認める件数
- (特例措置)

第 3 条の 2 第 2 条第 4 号、前条、第 5 条の規定にかかわらず、災害復旧工事等において町長が特に必要と認める場合は、兼任できる工事金額や工事件数等について別に定めることができるものとする。

(現場代理人の兼任手続き)

第 4 条 受注者は、現場代理人を兼任させようとするときは、現場代理人兼任届出書〔別記様式〕（以下「届出書」という。）を提出し、町長の承認を得なければならない。

- 2 受注者は、第 2 条第 1 項第 5 号に規定する営業所専任技術者を証する書類の提出を求められた場合は、届出書にこれを添付して提出しなければならない。

(契約変更にかかる取扱)

第 5 条 現場代理人の兼任を認める工事において、変更契約により請負金額が 4, 5 0 0 万円以上（建築一式工事のみの場合は 9, 0 0 0 万円未満）となった場合は、兼任を解除し新たに現場代理人の選任を求めることができるものとする。

(受注者の責務)

第 6 条 第 1 条から前条までの規定は、現場代理人を兼任する工事について、契約書等の規定で工事現場に現場代理人を常駐させることを前提とした責務を免除するものではない。

- 2 受注者は、現場代理人を兼任させることによって、契約書等で定められた事項の遵守に支障が生ずる恐れのある場合は、受注者の責任において直ちに必要な措置を講じなければならないものとする。

(現場代理人の兼任の取り消し等)

第 7 条 現場代理人が兼任する工事において、虚偽の届出はもとより、現場体制の不備又は工事の不良等が確認された場合は、現場代理人の兼任を取り消すとともに、指名停止等の必要な措置を行う。

(その他)

第 8 条 この要領に定めのない事項については、必要に応じて別に定める。

附 則

この告示は、平成 2 5 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年9月27日告示第93号）

この告示は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（令和2年11月30日告示第124号）

この告示は、令和2年12月1日から施行する。

附 則（令和7年 3月 3日告示第15号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年4月14日告示第79号）

この告示は、令和7年5月1日から施行する。

[別記様式]

令和 年 月 日

九重町長 殿

(受注者) 住 所  
商号又は名称  
代表者職氏名

㊞

### 現場代理人兼任届出書

下記のとおり、九重町と契約を締結する建設工事に係る現場代理人を兼任させたいので、工事請負契約にかかる現場代理人の常駐義務緩和措置取扱要領第4条第1項の規定に基づき届出します。

記

#### 新規兼任工事（※新たに現場代理人を兼任させたい工事）

工 事 名	工事		
工 事 場 所	九重町大字		
工 期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
請 負 代 金 額	円		
現場代理人氏名 (生年月日)	氏 名		
	生年月日	T・S・H	年 月 日
主任技術者氏名 (生年月日)	氏 名		
	生年月日	T・S・H	年 月 日
発 注 担 当 課	課 名		担当者名

#### 兼任工事1（新規兼任工事に係る現場代理人が、既に現場代理人として配置されている工事）

工 事 名	工事		
工 事 場 所	九重町大字		
工 期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
請 負 代 金 額	円		
現場代理人氏名 (生年月日)	氏 名		
	生年月日	T・S・H	年 月 日
主任技術者氏名 (生年月日)	氏 名		
	生年月日	T・S・H	年 月 日
発 注 担 当 課	課 名		担当者名

#### 兼任工事2（新規兼任工事に係る現場代理人が、既に現場代理人として配置されている工事）

工 事 名	工事		
工 事 場 所	九重町大字		
工 期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
請 負 代 金 額	円		
現場代理人氏名 (生年月日)	氏 名		
	生年月日	T・S・H	年 月 日
主任技術者氏名 (生年月日)	氏 名		
	生年月日	T・S・H	年 月 日
発 注 担 当 課	課 名		担当者名

※記入欄が不足する場合は、適宜追加して記載すること。